⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

ⓐ　特定ＪＶの構成員のうちの１社は、平成23年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）から５）までの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）の工事。

２）橋梁形式がＰＣ連続橋の工事。

３）最大支間長が65m以上の工事。

４）架設工法が、張出し架設であること。

５）河川を横断する橋梁であること。

ただし、上記１）から５）までは同一工事の実績であること。

なお、特定ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成23年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記６）及び７）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

６）道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）の工事。

７）橋梁形式がＰＣ連続橋の工事。

ただし、上記６）及び７）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

ⓑ　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ⓒ　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、２社の場合は30％以上、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記７⑴ⓐの認定（上記７⑴ⓐの再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７⑴ⓐの認定を受けていない構成員は、上記７⑴ⓐの認定を受けることが必要である。また、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、上記７⑴ⓐの認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７⑴ⓐの認定を受けていないとき又は上記７⑴ⓐの一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定（上記７⑴ⓐの近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定ＪＶの名称は、「Ｒ８長殿道路１号橋上部工事○○・○○（・○○）特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

長崎法務総合庁舎（Ｒ８）外設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年８月25日

九州地方整備局長　森下　博之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　業務概要

⑴　業務名　長崎法務総合庁舎（Ｒ８）外設計業務

⑵　業務内容

【Ａ業務】長崎県長崎市に計画されている、長崎法務総合庁舎の新築のための基本設計、実施設計及び長崎法務合同庁舎のとりこわし設計を行う業務である。

【Ｂ業務】福岡県直方市に計画されている、福岡法務局直方支局の増築のための基本設計、実施設計を行う業務である。

⑶　履行期限　令和10年６月30日

２　申請の時期

①　令和８年８月25日から令和８年９月８日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）なお、令和８年９月９日以降当該業務に係る技術提案書の提出期限まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出期限までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

②　構成員の一部が指名停止措置を受けた場合で残余の構成員が新たに設計共同体を結成する場合は、令和８年11月12日まで申請の提出を受け付ける。また、令和８年９月８日までに参加表明書の提出を行うこと。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の業務説明書と併せて交付する。

入手方法については、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和８年８月25日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５⑵を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に○○・○○設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、原則として電子メールにより提出すること（電子メールにて提出できない場合等は、持参又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着。）により提出すること）。なお、申請書の押印は不要とする。また、電子入札システムによる申請は認めない。

（電子メール送付先）：

qsr-shikakushinsa89@mlit.go.jp

メール送付後、必ず（郵送送付先）記載の電話へメールを送付した旨の連絡をすること。電子メール送付時の件名は、「設計ＪＶ申請書（代表者企業名）」とすること。

（郵送送付先）：〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―476―3509（直）

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。